

2020年度リンクワーカー養成研修 当事者・家族支援のための方策の理解



きょうわねし



一般社団法人京都社会福祉士会
田邊 伸良

ねらい

- ☆認知症状の進行段階や症状の変化に応じた社会資源の活用の方法やかかわり方を知る。(寄り添った関与のうえで)
- ☆若年性認知症京都オレンジガイドブックの内容を把握する。

支援者のための
若年性認知症
京都オレンジガイドブック



KYOTO ORANGE GUIDE BOOK

認知症総合対策推進プロジェクト
京都地域包括ケア推進機構

平成30(2018)年3月



認知症総合対策推進プロジェクト
京都地域包括ケア推進機構

支援者のための
若年性認知症 京都オレンジガイドブック

発行日 ● 平成30年3月
発 行 ● 京都府 健康福祉部高齢者支援課
編 集 ● 京都地域包括ケア推進機構 認知症総合対策推進プロジェクト
問い合わせ先

京都地域包括ケア推進機構
〒604-8418 京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地 京都府医師会館703
電話 075-822-3562 FAX 075-822-3574
E-mail info@kyoto-houkatucare.org
<http://www.kyoto-houkatucare.org/>

方策の種類

ガイドブック
P6~7

市高齢介護課

京都府

☆気づき・診断の頃に利用できる窓口等
地域包括支援センター、コールセンターetc

協会けんぽ

☆休職したり退職の際などに利用できる制度等
傷病手当、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療etc

市社会福祉課

市社会福祉課

☆働いたり社会参加をしたい時に利用できる制度
就労支援、精神科デイケアetc

保健所など

市高齢介護課

☆病状や状態に応じて利用できるサービス等
介護保険、障害者総合支援法etc

市社会福祉課

☆家計を支援する制度等

市税務課

市国保年金課

障害年金、控除、減免、生活福祉資金、奨学金etc

社会福祉協議会

☆家族支援、権利・自立・尊厳を守る制度

家族の会、介護休業制度、成年後見制度etc

家庭裁判所

若年性認知症京都オレンジガイドブックより

ほか、医療機関・ハローワーク・警察署・教育委員会など

実際に活用するにあたって

情報の把握と活用するためのタイミングを考える

- ・傷病手当はどの時点で受給すればよいのか？
 - ・継続的に経済的支援を受けるためには？
 - ・認知症疾患医療センターはどこにあるのか？
 - ・精神保健福祉手帳はいつの時点で申請できるのか？
- etc

事例に方策を当てはめてみる

事例（仮）

Kさん 女性 58歳

京都市生まれ、結婚後京都府南部に居住。夫と大学生の子供1人の3人暮らし。出産時産休で休んでいた時期を除いて、経理の仕事続ける。46歳の時、子宮筋腫。50代になり坐骨神経痛の既往あり。

- ① 55歳頃より意欲減退、買い物で同じものを何度も購入する等心身の異変が生じ始める。
- ② 56歳頃経理の記載間違いや物品の管理に支障が生じるようになる。うつと診断され、仕事を休職。
- ③ 57歳職場の健康診断で相談した際、専門機関を勧められ受診。MRI検査の結果、脳の萎縮を認めアルツハイマー型認知症と診断。仕事を退職する。

55歳頃より意欲減退、買い物で同じものを何度も購入する等心身の異変が生じ始める。

状況等	活用できるかもしれない方策
☆とりあえず認知症の情報を得たい	・インターネット、リーフレット等 ・認知症に関する研修会、セミナー等
☆身近に問合せ、話をききたい。	・健康相談 地域包括支援センター ・京都府こころのケアセンター 若年性認知症コーディネーター ・コールセンター
☆健康状態を把握する場	・健康診断

ひと、くらし、みらいのために



ホーム

テーマ別を探す

報道・広報

政策について

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護

福祉・介護

認知症施策

6. ソーシャルメディア



▶ [オレンジポスト～知ろう認知症～](#)

認知症に関する施策情報、地域における取組を発信しています。

1. 認知症について知りたい方へ

認知症についての知識や、相談先などを知りたい方はこちらをご覧ください。

- ▶ [もし、家族や自分が認知症になったら 知っておきたい認知症のキホン](#) (政府)
- ▶ [認知症介護情報ネットワーク](#) (認知症介護研究・研修センター)
- ▶ [認知症に関する主な相談先](#)

- ▶ [もしも 気になるようでしたらお読みください](#) [PDF形式：1,064KB]
(生活の中でなんとなく違和感を覚えている方やご家族に向けた、ヒントとなる情報をまとめた絵本のような冊子です。)



- ▶ [本人にとってのよりよい暮らしガイド](#) (本人ガイド) [PDF形式：7,386KB]
(認知症の診断を受けた本人が次の一歩を踏み出すことを後押しするような、本人に)



- ▶ [若年性認知症ハンドブック](#) [PDF形式：17,498KB]
(若年性認知症と診断された本人と家族が知っておきたいことをまとめたハンドブッ



[▶ きょうと認知症あんしんナビ](#)[▶ 京都府の取組](#)[▶ リンク集](#)[▶ 各種申込書・様式](#)

京都における
地域包括ケアシステムの実現を目指しています。

高齢者の皆さんが、365日、
安心して地域で暮らし続けられる仕組みづくりを行っています。

[推進体制](#)[新・京都式オレンジプラン](#)[相談窓口](#)[在宅療養あんしん病院](#)[高齢者あんしん](#)[店頭ステッカー](#)[イベント情報](#)

新着情報

2020年12月18日 ▶ [1/27〔異業種連携による認知症にやさしいサービスアイデア発表会〕を開催](#)

2020年11月25日 ▶ [府民向けウェブセミナー「人生会議の始め方～最期まで自分らしく生きる～」を開催](#)

2020年10月14日 ▶ [令和2年度\[京都高齢者あんしんサポート企業養成研修\]後期日程](#)

2020年09月18日 ▶ [9/28 認知症にやさしい異業種連携共同宣言 発表会（オンライン開催）](#)



お気軽に声をおかけください！
私たちがお手伝いいたします

[新着情報一覧](#)[戻る](#)

認知症の人と家族が、住み慣れた京都で安心して暮らしつづけるために。

きょうと認知症 あんしん ナビ



サイト内検索

検索 ...

認知症の
理解

相談窓口

医療のこと

介護のこと

認知症とともに
生きる

若年性認知症
のこと

支援する
方へ

活動報告

本人の意思が尊重され、
住み慣れた地域で暮らし続けられる社会を目指して。



京都府認知症コールセンター ▶



認知症カフェ ▶



成年後見制度 ▶



用語解説 ▶

お知らせ

お知らせ一覧

- 2021年01月20日 **セミナー** **NEW** 【オンライン開催】高齢のお客様に対する対応力向上オ...
- 2020年12月25日 **その他** シンポジウム「高齢消費者の支援のための産官学金の取...
- 2020年12月16日 **セミナー** 異業種連携による認知症にやさしいサービスアイデア発...
- 2020年11月16日 **セミナー** 高齢のお客様に対する対応力向上セミナー（京都高齢者...
- 2020年11月11日 **その他** 平成31年度（令和元年度）認知症疾患医療センター運...

研修・行事案内新着情報

研修・行事開催リスト

[本文へ](#)

文字サイズ

標準

大きく

背景色

黒

青

白

 言語を選択 | ▼

Google カスタム検索



京 町 セ イ カ
音 声 読 み 上 げ



町政情報



子育て・教育



暮らし・手続き



事業者の方へ



もしもの時に

現在のページ [ホーム](#) > [暮らし・手続き](#) > [健康・福祉・介護](#) > 認知症の取り組み



認知症の取り組み



[認知症サポーター養成講座](#)



[精華町認知症あんしんガイドブック ～認知症ケアパス～](#)



[高齢者などの行方不明 協力者にメール](#)



[見守り支援にシールのご活用を（精華町安心SOSネットワークシール）](#)



[「認知症かな」と思ったら早めに受診を](#)



[認知症初期集中支援チーム](#)

更新日：2019年03月15日

健康・福祉・介護

→ [医療](#)

→ [医療費助成・福祉助成](#)

→ [介護保険](#)

→ [介護予防](#)

→ [健康増進](#)

→ [高齢者福祉](#)



児童思春期

薬物依存症

若年性認知症

重症うつ病

その他の専門医療



若年性認知症

● 若年性認知症支援コーディネーター

ガイドブック
P22

京都府では、若年性認知症の方やそのご家族等からの相談に応じ、利用できる制度やサービスを紹介するとともに、関係機関と連絡調整を行う若年性認知症支援コーディネーターを京都府こころのケアセンターに配置しています。

電話番号	0774-32-5885
利用時間	月曜～金曜日（土日、祝日、年末年始除く）9:00～12:00／13:00～15:00

● 電話相談・認知症コールセンター

ガイドブック
P22

・京都府若年性認知症コールセンター

京都府が設置する若年性認知症に特化した電話相談窓口です。若年性認知症支援に携わる専門職が対応します。

電話番号	0120-134-807（フリーダイヤル、携帯電話でも無料）
利用時間	月曜日～金曜日（土日、祝日、年末年始除く）10:00～15:00

・若年性認知症コールセンター

厚生労働省により、愛知県にある社会福祉法人仁至会の「認知症介護研究・研修大府センター」に、若年性認知症に関する電話相談窓口「若年性認知症コールセンター」が設置されています。

電話番号	0800-100-2707（フリーダイヤル、携帯電話でも無料）
利用時間	月曜～土曜日（年末年始・祝日除く）10:00～15:00

・京都府認知症コールセンター

若年性認知症専用ではありませんが、京都府が設置する認知症に関する電話相談窓口です。
「公益社団法人認知症の人と家族の会・京都府支部」➡ **Part 12** の介護経験者が対応します。

電話番号	0120-294-677（フリーダイヤル、携帯電話でも無料）
利用時間	月曜～金曜日（土日、祝日、お盆、年末年始除く）10:00～15:00

5 6 歳頃経理の記載間違いや物品の管理に支障が生じるようになる。
うつと診断され、仕事を休職。

状況等	活用できるかもしれない方策
☆これからの就業はどうなるのか ☆医療費の負担軽減 ☆休業後の所得補償 ☆受診する際の医療機関、相談機関	・ 職場の就労相談 ・ 自立支援医療 ・ 労働災害保険給付 ・ 傷病手当金 ・ 物忘れ外来（認知症疾患医療センター） ・ 認知症初期集中支援チーム

認知症を含む精神疾患で通院する場合に、通院医療費の自己負担を軽減する制度。薬代や往診、精神科デイケア、訪問看護も含まれます。入院医療費は対象外です。

対象者	通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障害（認知症を含む）を有する方。
申請手続き	申請窓口は、お住まいの市町村です。 1. 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書 2. 自立支援医療費（精神通院）支給認定に関わる同意書 3. 自立支援医療診断書（精神通院医療）（申請日からおおむね3カ月以内に作成） 4. 健康保険証の写し ※申請書類は、[市町村、医療機関等] にあります。 ※承認されると自立支援医療受給者証等が届きます。受診時に提示してください。
自己負担額	精神疾患の治療にかかる通院医療費の原則1割。世帯の収入や継続的な治療が必要な場合等の状況により月別自己負担額の上限が設定されます。
留意点	・ この制度が利用できる医療機関は、指定自立支援医療機関に限定されます。申請する際に、かかりつけ医または市町村の窓口で確認しましょう。 ・ 診断書を作成できる医師は、指定自立支援医療機関において精神障害の診断または治療に従事する医師となっていますので、かかりつけ医や窓口を確認をしましょう。 ・ 精神障害者保健福祉手帳との同時申請で、手帳用診断書を添付された場合は、診断書を省略することができます。 ・ 有効期間は1年間で、有効期限のおおむね3カ月前から更新申請ができます。 ・ 個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。個人番号と本人であることを確認できる証明書等もご用意ください。 ・ 障害年金等を受給している場合は年金証書等の写しが必要になる場合があります。

ガイドブック
P25

① 認定基準の対象となる精神障害かどうか

認定基準の対象となる精神障害は、国際疾病分類第10回修正版（ICD-10）第5章「精神および行動の障害」に分類される精神障害であって、認知症や頭部外傷などによる障害（F0）およびアルコールや薬物による障害（F1）は除きます。

業務に関連して発病する可能性のある精神障害の代表的なものは、うつ病（F3）や急性ストレス反応（F4）などです。

ICD-10 第5章「精神および行動の障害」分類

分類コード	疾病の種類
F0	症状性を含む器質性精神障害
F1	精神作用物質使用による精神および行動の障害
F2	統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
F3	気分[感情]障害
F4	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
F5	生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
F6	成人のパーソナリティおよび行動の障害
F7	精神遅滞[知的障害]
F8	心理的発達の障害
F9	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、特定不能の精神障害

② 業務による強い心理的負荷が認められるかどうか

③-1 業務以外の心理的負荷による発病かどうか

● 傷病手当金 → 事例1 事例7 事例10

ガイドブック
P24

健康保険または共済組合の被保険者が、病気やケガで仕事を休んで給料を受けられない時に受給できます。休職中の期間に、この傷病手当金を申請して経済的な支援を受けた上で、障害年金の申請等退職後に利用する制度についても、関係者との相談を始めておきましょう。

対象者	職場の医療保険に加入している本人（被保険者）が、病気やケガなどで3日連続して会社を休んだ場合に、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。国民健康保険には、この制度がありません。
申請手続き	「傷病手当金申請書」に事業主から休業、医師からは労務不能の証明、その他必要な書類（出勤簿や賃金台帳等）を揃えて、担当機関へ提出します。 ※通常は、職場で対応してもらえますので相談してください。
支給額・支給期間	給料の約3分の2（標準報酬日額の3分の2×日数）・最長1年6カ月
留意点	・1年以上職場の医療保険に加入していれば、退職しても支給は継続されますが、退職前に傷病手当金が支給されていることが条件となります。 ・詳しくは、会社の社会保険担当者に相談してください。

※平成26年3月時点 制度の詳細は全国健康保健協会のホームページを確認してください。

(<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

● 認知症専門医・専門外来のある医療機関

ガイドブック
P23

・認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする専門医療機関です。認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談を実施するとともに、地域の保健・医療・介護関係者への研修等を実施しています。

病院名	相談窓口電話番号	所在地	
京都府立医科大学附属 北部医療センター	0772-46-4701	〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山481	地域型
独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター	0773-62-1710	〒625-0052 舞鶴市字行永2410	地域型
京都中部総合医療センター	0771-42-5703	〒629-0197 南丹市八木町八木上野25	地域型
京都府立医科大学附属病院	075-251-5566	〒602-8566 京都市上京区河原町通 広小路上ル梶井町465	基幹型
一般財団法人療道協会 西山病院	075-955-2229	〒617-8014 長岡京市今里5丁目1-1	地域型
京都府立洛南病院	0774-32-5960	〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2	地域型
医療法人栄仁会 宇治おうばく病院	0774-32-8226	〒611-0011 宇治市五ヶ庄三番割32-1	地域型
京都山城総合医療センター	0774-72-6363	〒619-0214 木津川市木津駅前1-27	地域型

※ 基幹型＝地域型の機能に加えて、身体合併症など救急・急性期医療に対応できる医療機関

地域型＝認知症の専門医療相談及び認知症医療に関する地域連携の中核となる医療機関

※ <http://www.pref.kyoto.jp/kourei-engou/13900004.html>

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により
認知症が疑われる人や認知症の人及び
その家族を訪問し、アセスメント、家族
支援等の初期の支援を包括的・集中的
(おおむね6ヶ月)に行い、自立生活の
サポートを行うチーム

● 認知症初期集中支援チームのメンバー



医療と介護の専門職
(保健師、看護師、作業療法士、
精神保健福祉士、社会福祉士、
介護福祉士等)

**認知症サポート医
である医師 (嘱託)**

- **配置場所** 地域包括支援センター等
診療所、病院、認知症疾患医療センター
市町村の本庁

【対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ
認知症が疑われる人又は認知症の人で
以下のいずれかの基準に該当する人

- ◆ 医療・介護サービスを受けていない人、
または中断している人で以下のいずれかに
該当する人
 - (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
 - (イ) 継続的な医療サービスを受けていない人
 - (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない人
 - (エ) 診断されたが介護サービスが中断している人
- ◆ 医療・介護サービスを受けているが
認知症の行動・心理症状が顕著なため、
対応に苦慮している

5 7 歳職場の健康診断で相談した際、専門機関を勧められ受診。MRI検査の結果、脳の萎縮が認めアルツハイマー型認知症と診断。仕事を退職する。

状況等	活用できるかもしれない 方策
☆傾聴者、今後の相談 ☆当事者、家族間交流の場	・ リンクワーカー ・ 家族の会 ・ カフェ等居場所
☆退職前後の就労相談の場	・ 就労相談 相談機関（法テラス等） 障害者の就労支援
☆退職後の所得補償 ☆生活上の経済支援	・ 雇用保険（失業保険） ・ 就学援助、奨学金 ・ 保険料の減免
	・ 車の運転について

● 公益社団法人認知症の人と家族の会・京都府支部

同じ悩みを持つ当事者や家族同士が意見交換し、介護や生活上の工夫を学び、気持ちを共有する場はとても大切です。「つどい」による仲間との交流、会報の発行、電話相談などが行われています。

若年性認知症の人やその家族を対象に、参加者が自由に話しながら情報交換や介護について学び合う「若年のつどい」も開催されています。

所在地：〒602-8143京都市上京区堀川通丸太町下ル 京都社会福祉会館内

電話：075-811-8399 FAX：075-811-8188

ホームページ：<http://www.alzheimer.or.jp/>

アルツハイマー型認知症などの変性疾患と違い、特にリハビリや手術等により改善が望まれる脳血管障害や頭部外傷後遺症などの認知症では、就労継続、復職・再就職の相談が有効な場合があります。

・就労相談、復職・再就職の相談窓口

障害があっても就業中の職場でできるだけ長く働き続けたり、復職・再就職の相談や支援が受けられます。

075-682-8029

京都ジョブパーク はあとふるコーナー (はあとふるジョブカフェ)	〒601-8047京都市南区東九条下殿田町70（新町通九条下ル） 京都テルサ西館3階	075-682-8915
	ホームページ http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/job_heart.html	
京都障害者職業センター	〒600-8235京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803	075-341-2666
	ホームページ http://www.jeed.or.jp/jeed/location/chiiki/kyoto/	
障害者就業・生活 支援センター こまち	〒629-2503 京丹後市大宮町周枳1-1	0772-68-0005
	活動区域：宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	
障害者就業・生活 支援センター わかば	〒624-0913 舞鶴市字上安久140番地3	0773-75-2130
	活動区域：福知山市、舞鶴市、綾部市	
なんたん障害者就業・生活 支援センター	〒621-0042 亀岡市千代川町高野林西ノ畑16-19 総合生活支援センターしょうかえん内	0771-24-2181



法的トラブルでお困りの方
法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし
0570-078374

平日9時～21時 土曜9時～17時

相談をご希望の方へ

法専門家の方へ

関係機関の方へ

法テラスをご利用中の方へ



サイト内検索

検索

[↑ トップページ](#) ▶ [関係機関の方へ](#) ▶ 特定援助対象者（高齢・障がい等で認知機能が十分でない方）に対する援

特定援助対象者（高齢・障がい等で認知機能が十分でない方）に対する援助について



更新日：2019年3月8日

2018年1月24日より、高齢・障がい等で認知機能が十分でない方を対象に、資力にかかわらず、福祉機関等の支援者の方からのお申込みで弁護士・司法書士がご自宅や入所施設等への出張法律相談を行う新たな援助を開始しました。制度の詳細は以下のとおりです。

**福祉機関等の支援者が援助申込みを行う新たな出張法律相談
（支援者申込型出張相談）**

● 雇用保険（失業給付）

ガイドブック
P25

雇用保険の被保険者が、何らかの理由により離職した時に、失業中の生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるよう支援するために支給される給付です。

受給資格の条件	①再就職する意思と能力があり、積極的に求職活動を行っていること。 ②退職する前の2年間に雇用保険の被保険者期間が通算して12カ月以上あること。
受給手続き	雇用保険の基本手当を受給するためには、居住地を管轄するハローワークに求職の申し込みをして、受給資格者であることを確認・決定されなければなりません。その後、原則として4週間に1回、ハローワークに来所して失業の認定を受ける必要があります。
留意点	・再就職の意思、能力がない場合は求職者給付（基本手当）を受けることができません。 ・詳しくは、居住地を管轄するハローワーク、または、ジョブパークにお問い合わせください。

● 就学援助

ガイドブック
P36

生活保護世帯や経済的に困難な世帯の児童・生徒に対し、京都府及び府内市町村で、学用品や給食費の援助をはじめ授業料の減免や補助金など、各種の就学援助制度が実施されています。

詳しくは、各市町村の教育委員会、または在学する学校にお問い合わせください。

● 奨学金（独立行政法人日本学生支援機構）

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在学し、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対して奨学金が貸与または給付されます。

詳しくは同支援機構のホームページ（<http://www.jasso.go.jp/>）を参照するか、または在学する学校の奨学金窓口にお問い合わせください。

認知症カフェ



認知症カフェとは

認知症カフェとは、もの忘れなどが原因で生活に不安のある人あるいはそのご家族が、どこへ相談したら良いかわからない時期に、気軽に訪れることが出来る場所です。

ご本人やその家族・知人、医療やケアの専門職、そして地域の人々が集い出会い、なごやかな雰囲気のもとで交流を楽しみ、認知症のことやその対応などについてお互いの理解を深めることが出来るカフェのことです。



認知症カフェ一覧

市区町村	カフェ名	開催会場	運営団体名	開催日
京都市北区	オレンジカフェ おとく	京都市北区小山 南上総町7	有限会社パイ ン・コーンナ ーシングケアホ	毎月第2土曜日

車の運転について

→ 事例5 事例6

ガイドブック P27

運転者が認知症であると判明した場合、道路交通法には、公安委員会が「運転免許を取り消す」または「免許の効力を停止する」ことができる、との定めがあります。したがって、認知症と診断されると、車の運転をすることはできません。

とはいえ、若年性認知症の人は身体機能が保たれていることに加え、運転への思い入れが強い場合もあり、説得は並大抵でないケースも見られます。かかりつけ医や運転免許に関する適性相談窓口などに相談するとよいでしょう。また、車がないと生活できない地域に住んでいる場合などは、車のない生活の再構築について早くから話し合いをしておくことが重要です。運転免許の返納制度もあります。

相談窓口	京都府警察運転免許試験場 運転適性相談窓口	〒612-8486 京都市伏見区羽東師古川町 647 電話075-631-5181（内線412・413）
運転免許返納先	京都駅前運転免許更新センター A 窓口（専用窓口）	〒600-8216 京都市下京区烏丸通七条下る東塩 小路町 707-2 電話075-631-5181（運転免許試験場の代表電話）
	京都府警察運転免許試験場	〒612-8486 京都市伏見区羽東師古川町 647 電話075-631-5181
	住所地を管轄する警察署	

※返納すると、免許証と同様の身分証としての効力を持つ「運転経歴証明書」の交付を、申請により受けられます。

※「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル（第二版）」を、独立行政法人国立長寿医療研究センター長寿政策科学研究部のWebサイト（<http://www.ncgg.go.jp/departments/dgp/manual.htm>）からダウンロードできます。

※平成21年6月より免許証の更新時に、70歳以上の人には「高齢者講習」が、さらに75歳以上の人には「認知機能検査」が、それぞれ義務付けられています。

その後

状況等	活用できるかもしれない 方策
☆初診後6か月以降 ☆自宅での家事、外出が一人ではできにくくなった時等。 ☆初診後1年6か月以降 ☆契約能力に応じて	・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 介護保険 ・ 障害者総合支援法 ・ 障害年金 ・ 特別障害者手当 ・ 障害者等各種控除 ・ 国民健康保険料等の減免 ・ 日常生活自立支援事業 ・ 成年後見制度 (補助、保佐、後見) ・ 生命保険と住宅ローン

認知症を含む精神障害のある人について、その障害があることを証明するものです。

対象者	精神障害のために長期にわたり日常生活や社会生活上に支障がある方。 病状や日常生活等の支障の程度により等級（1～3級）がありますが、入院・通院の区別や年齢の制限等はありません。
申請手続き	市町村の窓口にて、以下の必要書類（①～③）を提出してください。 ①申請書（精神障害者保健福祉手帳用） ※申請書は市町村の窓口（障害担当課や保健センターなど）にあります。 ②診断書（精神障害者保健福祉手帳用） ※障害年金受給者は、診断書に代えて、年金証書の写しを添付して申請することができますが、所定の同意書等、別の書類が必要になります。 ③本人の写真（縦4cm×横3cmで上半身、脱帽、白黒またはカラー）
利用できるサービス	①障害等級に応じた税制上の優遇措置があります。所得税、住民税、相続税、贈与税、自動車税、自動車取得税などが対象です。 ②生活保護の障害者加算 ③京都府や市町村の公共施設等で利用料等が減免されます。 ④その他利用できる制度 ・身体障害者等駐車禁止除外指定車標章の交付（精神障害者手帳の場合は1級のみ） ・携帯電話の基本使用料等の割引やNTTの電話番号案内料の免除措置 ・NHK受信料の減免 等 ※お住まいの市町村、サービスによって異なります。それぞれの窓口でご確認ください。
留意点	①初診日から6カ月以上経過したのちに申請できます。 ②診断書を作成できる医師は、精神科医または認知症の精神医療に従事している医師となっていますので、かかりつけ医や窓口を確認をしましょう。 ③精神障害者保健福祉手帳の申請と併せて自立支援医療（精神通院医療）の申請ができます。 ④身体機能の障害が生じた場合は、身体障害者手帳の申請をすることも可能です。 ⑤手帳の有効期限は2年間。有効期限の3カ月前から更新申請ができます。

ガイドブック
P26

障害年金には、①障害基礎年金、②障害厚生年金、の2種類があります。現在、年金は2階建ての仕組みになっています。国民年金にのみ加入している場合は障害基礎年金ですが、厚生年金に加入している場合は、国民年金にも加入していることになりますので、1・2級であれば障害基礎年金と併せて障害厚生年金も同時に受給できます。

ガイドブック
P34

障害等級	障害基礎年金	障害厚生年金
1級	年額974,125円＋子どもがいる場合、下記の加算	報酬比例の年金額×1.25＋障害基礎年金1級＋（配偶者がいる場合）下記加算額
2級	年額779,300円＋子どもがいる場合、下記の加算	報酬比例の年金額＋障害基礎年金2級＋（配偶者がいる場合）下記加算額
3級	－	報酬比例の年金額（最低保障額 584,500円）
障害手当金（一時金）	－	報酬比例の年金額×2年分（最低保障額 1,169,000円）
加算	1人目・2人目の子ども（1人につき）224,300円、3人目以降の子ども（1人につき）74,800円	配偶者の加算 224,300円

申請要件	原則として以下のいずれにも該当することが申請の要件です。 ①障害の原因となった傷病の初診日（初めて医師の診察を受けた日）から1年6カ月経過 ②初診日の時点で何らかの年金に加入し、保険料の納付期間が加入期間の3分の2以上あるか、直近1年間に保険料の未納期間がない ③障害の程度が一定の基準以上の状態
留意点	※障害年金の手続きは複雑です。書類提出後の訂正はとても大変なので、あらかじめ年金相談センター、市町村の年金担当窓口、専門職などと相談することをお勧めします。 ※相談をする際には、初診日や障害状態について説明できるようメモ等を作成していきましょう。

※金額は改訂されます（表は平成29年4月現在）。

● 特別障害者手当

ガイドブック
P35

身体または精神に著しい障害があるために日常生活で特別な介護を必要とする、20歳以上の在宅障害者に支給される手当です。身体障害者手帳1～2級程度、または、それと同程度の精神障害を有する方が対象となります。認知症の人の場合、身体的には歩行などが可能な状況であっても、常時介護が必要な状態であれば、該当する場合があります。

ただし、本人・配偶者または扶養義務者の前年の所得が基準を超える場合や特別養護老人ホームなど施設入所の場合、病院などへの入院期間が3カ月を超えた場合は対象外になります。

支給月額	26,810円
申請に必要なもの	障害の程度についての医師の診断書、生計同一者の所得状況届など

※障害年金との併用も可能です。

※金額は改訂されます（表は平成29年4月現在）。

詳しくは市町村の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

● 障害者控除・特別障害者控除（所得税・住民税）

ガイドブック
P35

納税者自身や配偶者、扶養親族が税法上の障害者にあてはまる場合は、一定額の所得控除（課税対象所得から差し引かれる）を受けることができます。精神障害者保健福祉手帳で1級の人 は特別障害者控除、2級・3級の人 は障害者控除の対象になります。

● 所得控除額：

区分	所得税		住民税	
	納税者本人	控除対象配偶者 または扶養親族	納税者本人	控除対象配偶者 または扶養親族
障害者	27万円	27万円	26万円	26万円
特別障害者	40万円	40万円	30万円	30万円
同居特別障害者	－	75万円	－	53万円

※平成29年4月現在の控除額です。会社員など給与所得者は会社等に提出する「扶養控除等申告書」で、自営業者は確定申告書に記載して、それぞれ申告します。

詳しくは最寄りの税務署や、住民税については市町村の住民税担当窓口にお問い合わせください。

● 生命保険の「高度障害状態」と住宅ローンの返済→ 事例10

生命保険契約で保険金が支払われるのは、「死亡」時の死亡保険金と「高度障害状態」時の高度障害保険金です。重度の認知症は「高度障害状態」に認定される場合があります。事実上「死亡」と同等とみなされるので要件は非常に厳しいですが、認知症が重度なら、生命保険会社に相談してみるとよいでしょう。なお、高度障害保険金が支払われると死亡保険金の支払いはありません。

また、住宅ローンの契約の際に、金融機関により生命保険への加入が条件になることがあります。生命保険の高度障害保険金で、ローンの残債務を弁済できる場合があります。

高度障害状態

- ・ 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ・ 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ・ 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ・ 両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ・ 両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ・ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
- ・ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

ガイドブック
P36～37

※公益財団法人生命保険文化センターホームページより

http://www.jili.or.jp/knows_learns/q_a/life_insurance/life_insurance_q25.html

※「高度障害状態」の認定は、最終的には生命保険会社の判断になります。状態等によっては申請しても認定されないこともあります。詳しくは、加入している生命保険会社にお問い合わせください。

○目標は生活の質(QOL)の実感、納得、理解

⇒自立した生活(認知症とともに生きる)

**サービス等はそのための手段。
ニーズを担うことが援助ではなく、
決定に至るプロセスを支援する。**

目指す姿

認知症と
ともに歩む

本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられる社会

認知症の人とその家族が望む

10のアイメッセージを

京都式オレンジプラン

かなえるオレンジロード

2 私は、症状が軽いうちに診断を受け、この病気を理解し、適切な支援を受けて、将来について考え決めることができ、心安らかにすごしている。

1 私は、周囲のすべての人が、認知症について正しく理解してくれているので、人権や個性に十分な配慮がなされ、できることは見守られ、できないことは支えられて、活動的にすごしている。

3 私は、体調を崩した時にはすぐに治療を受けることができ、具合の悪い時を除いて住み慣れた場所で終始切れ目のない医療と介護を受けて、すこやかにすごしている。

4 私は、地域の一員として社会参加し、能力の範囲で社会に貢献し、生きがいをもってすごしている。

5 私は、趣味やレクリエーションなどしたいことをかなえられ、人生を楽しんでいます。

6 私は、私を支えてくれている家族の生活と人生にも十分な配慮がされているので、気兼ねせずにすごしている。

7 私は、自らの思いを言葉でうまく言い表せない場合があることを理解され、人生の終末に至るまで意思や好みを尊重されてすごしている。

8 私は、京都のどの地域に住んでいても、適切な情報が得られ、身近になんでも相談できる人がいて、安心できる居場所をもってすごしている。

9 私は、若年性の認知症であっても、私に合ったサービスがあるので、意欲をもって参加し、すごしている。

10 私は、私や家族の願いである認知症を治す様々な研究がされているので、期待をもってすごしている。

ご清聴ありがとうございました